

福島県沖における洋上風力発電事業に関する
調査事業業務委託に係る仕様書（案）

令和6年2月

福島県

この仕様書は、福島県（以下、「県」という。）が検討を行う「福島県沖における洋上風力発電事業に関する調査事業」（以下、「本事業」という。）の実施に当たり、知見を有している民間法人へ委託して行う「福島県沖における洋上風力発電事業に関する調査事業業務委託」（以下、「本業務委託」という。）の仕様等に関し、必要な事項を定めるものである。

1 業務の目的

県は、令和3年（2021年）12月に改定した「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン2021」において、令和22年（2040年）頃を目途に、県内のエネルギー需要量の100%以上に相当する量のエネルギーを、再生可能エネルギー（以下、「再エネ」という。）から生み出すという目標を引き続き掲げるとともに、浜通り地方の産業基盤の創出を目指す原動力として再生可能エネルギーを重要な柱に位置付ける「イノベーション・コースト構想」を推進しており、更に、平成28年9月には、国、県、関連企業などが一丸となってエネルギー分野からの福島復興の後押しを一層強化していくためのプラン「福島新エネ社会構想」（令和3年2月改定）を策定し、令和5年7月には「福島新エネ社会構想加速化プラン」を策定した。

冒頭の再エネ導入目標を達成するためには、陸上での再エネ導入に加え、洋上での再エネ導入についても検討していく必要がある。

そこで、排他的経済水域（以下、「EEZ」という。）を含む本県沖全域を対象として洋上風力発電設備の導入ポテンシャルを探るとともに、洋上風力に関連する新たな産業基盤創出の可能性等について検討を深めることを目的とし、本県沖での洋上風力発電事業に関する調査を実施する。

2 業務概要

（1）委託業務名

福島県沖における洋上風力発電事業に関する調査事業業務委託

（2）委託期間

契約締結日から令和7年3月14日まで

3 委託業務内容

(1) 本県沖全域を対象とした自然条件に関する文献等調査

洋上風力発電事業の検討にあたり必要となる自然条件(風況、水深、波高、地盤等)や海洋生物、鳥類等について、文献・データベース等により調査し、本県沖での洋上風力導入ポテンシャルを分析・整理する。

なお、導入ポテンシャルの分析・整理にあたっては洋上風力発電設備の技術開発動向等を踏まえて行うこと。

(2) 利害関係者の特定、海域利用状況等に係る文献・ヒアリング等調査

文献・ヒアリング・アンケート等により、漁業者をはじめとする利害関係者を特定するとともに、本県沖(E E Z含む)における利害関係者の海域利用、航路等としての利用状況を整理する。

なお、利害関係者へのヒアリング等にあたっては、本県(他県)関係課、関係団体(水産庁、福島県漁業協同組合連合会等)とも連携し、ヒアリング等の方法を検討するとともに、ヒアリング等の対象者選定においては偏りが生じないように留意すること。

(3) 電力系統の確保に関する検討

洋上風力発電事業を実施するために必要となる電力系統の確保、連系先について整理する。

なお、検討にあたっては電力系統利用状況、電力系統に関する各種制度の整備状況、電力広域的運営推進機関が策定するマスタープラン、一般送配電事業者の整備計画等の内容を踏まえるとともに、電力系統確保に関する課題がある場合には解決策についても併せて検討すること。

(4) 地域貢献、発電した電気の地産地消等に関する検討

洋上風力発電事業による地域貢献、漁業との共生策、洋上風力発電所において発電した電気の地産地消等(水素生成等含む)に関して検討する。

なお、検討にあたっては、課題を整理し、課題の解決策についても併せて整理すること。

(5) 洋上風力関連産業集積に向けた検討

洋上風力関連産業の種類について整理するとともに、県内企業の関連産業参入可能性、県内への産業集積可能性について検討する。

なお、検討にあたっては県関係課や関係機関(エネルギー・エージェンシーふくしま等)とも連携するとともに、沿岸部の自治体における洋上風力の受け止め、産業集積への期待についてもヒアリング等を行うこと。

(6) 発電事業者に対するヒアリング等調査

本県沖での洋上風力発電事業の検討状況及び検討可能性についてヒアリング・アンケート等により調査する。

なお、ヒアリング等の対象者は主たる事業者として洋上風力発電事業を開発する能力を有する事業者を複数選定すること。

併せて、主たる事業者にはなり得ないが部分的な協力が可能な能力を有する県内事業者に対してもヒアリング等を実施し、県内事業者の事業参画可能性、事業参画スキームについても検討すること。

(7) 洋上風力発電事業に係る法整備状況に関する調査

E E Zでの洋上風力実施、日本版セントラル方式等の洋上風力発電事業に係る法整備の状況及び今後の方向性について整理する。

(8) 事業実施の可能性を有する地点の特定

(1)～(7)の結果を踏まえ、洋上風力発電事業を行うための自然条件が適しており、利害関係者からの理解が得られやすいと考えられる地点（以下、「有望地点」という。）を特定する。

なお、有望地点の特定にあたっては、導入可能量、設備導入コスト、工期、法定手続き、O&Mコスト等も踏まえ、事業実現可能性と費用対効果が高い複数地点を特定すること。

(9) 県内港湾の拠点港としての利用可能性に関する調査

洋上風力拠点港（建設拠点港、O&M拠点港等）として求められる要件について整理するとともに、県内港湾の拠点港としての利用可能性について検討する。

なお、検討にあたっては、拠点港の整備に必要となる工事費、工事期間、本県沖以外の洋上風力発電事業での利用可能性等も踏まえること。

(10) 経済波及効果の分析

(8)及び(9)の結果に基づき、事業の開発、施工、運転・保守及び撤去等まで含め、県内産業等への経済波及効果、雇用創出効果、洋上風力発電立地による効果（建設時の宿泊者増加、観光客数増加等）、地方自治体の収入（法人事業税、港湾使用料、固定資産税等）を算出すること。

なお、経済波及効果を増大させるための方策や課題、対応策についても併せて検討すること。

(11) 洋上風力に関する検討会の実施

本業務委託の実施に当たっては、適宜、関係者との打合せを行い、業務進捗の報告や洋上風力発電事業実施に関する諸課題の共有と解決策、調査結果の活用に向けた検討等を実施すること。

上記達成のため、検討会を実施し、関係者間の情報共有及び必要に応じて合意形成を図ることとする。

検討会の構成員は、国、県、漁業者、市町村、地元関係者及び有識者等を想定し、県との協議により決定すること。

なお、開催方法及び開催頻度については、調査事業の進捗を踏まえて決定するものとし、受託者においては検討会資料の作成と当日説明、開催にあたって必要となる会場手配、有識者等に対する謝金・旅費の支払い、構成員の日程調整等の業務を行うものとする。

(12) 業務報告書の作成

以下の期日までに業務報告書を作成すること。

中間報告書については 印刷物 (A4 版) 2 部及び電子媒体一式、最終報告書については印刷物 (A4 版) 6 部及び電子媒体一式を福島県企画調整部エネルギー課まで提出すること。

なお、最終報告書提出前には検討会において最終報告書案を説明し、修正指示等を受けること。

第一回中間報告書：令和6年 6月28日(金)まで

第二回中間報告書：令和6年 11月29日(金)まで

最終報告書：令和7年 3月14日(金)まで

4 提出書類

受託者は、次の書類を県の指定する日までに提出すること。

- | | |
|-------------------------|----|
| ア 委託業務着手届 (別記第1号様式) | 1部 |
| イ 委託業務完了届 (別記第2号様式) | 1部 |
| ウ 業務完了報告書 (中間・最終共に自由様式) | 1部 |

5 契約に関する条件等

(1) 機密保持

受託者は、本契約中に知り得た情報を他に漏洩してはならない。

(2) 再委託について

ア 受託者は、本業務委託の全てを自ら実施するものとし、その全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、次号の定

めに従い、本業務委託の一部を第三者に委託し、又は請け負わせること（以下、「再委託」という。）ができる。

イ 受注者は、再委託をする場合は、再委託の相手（以下、「再委託先」という。）を明らかにした上で、再委託先の業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力等について書面をもって説明し、再委託に先立って県の書面による承認を得なければならない。

ウ 受注者は、前号により再委託を行う場合であっても、再委託先の受託業務の遂行過程及び結果に対して、本業務委託の受注者としての責任を負うものとする。

6 その他

（1）本仕様に定めのない事項等

受託者は本業務委託の実施にあたり、不明な点や変更点、本仕様等に定めのない事項が発生したときは、県と協議の上、決定するものとする。

（2）留意事項

ア 本業務委託に係る書類については、他の業務と混同しないよう区分し保管すること。

イ 関係書類等については本業務委託終了年度から5年間保管すること。

ウ 受託者は、本業務委託に係る会計実地検査が実施される場合には、県に協力しなければならない。

エ 本業務委託に関連し、受託者の故意又は過失等受託者の責により県に損害が生じた場合には、受託者は県に対してその損害を賠償しなければならない。

オ 本業務委託により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム、データベースに関わる著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等）は発注者に帰属する。

カ 経理処理については、経済産業省が公表している委託事業事務処理マニュアルに準じて行うこと。

別記第1号様式（仕様書4ア関係）

委託業務着手届

令和 年 月 日

福島県知事様

受託者 住所
名称
代表者

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務は、令和 年 月 日付で着手しましたので届け出ます。

記

1 業務名

2 委託料の額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)

3 委託期間 着手 令和 年 月 日
履行期限 令和 年 月 日

別記第2号様式（仕様書4イ関係）

委託業務完了届

令和 年 月 日

福島県知事様

受託者 住所
名称
代表者

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務は、令和 年 月 日付で完了しましたので、届け出ます。

記

1 業務名

2 委託料の額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)

3 委託期間 着手 令和 年 月 日
完了 令和 年 月 日